

## 第14章 国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第24条に基づく環境保全の見地からの国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）は、表14-1に示すとおりである。

表14-1 (1) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
<b>1. 総論</b>	
<p>(1) 調査・予測・評価の再実施について 事業実施までに交通の状況、猛禽類の営巣状況等について変化があることから、生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<p>生活環境及び自然環境への影響について、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、事業実施前に社会環境、生活環境及び自然環境の状況を踏まえて評価対象とする項目を再検討した上で、調査・予測・評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を事業者が公表することとします。</p> <p>[「第11章環境影響の総合的な評価」に記載]</p>
<p>(2) 環境保全措置の具体化について 今後、環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家の意見等を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにするとともに、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。加えて、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映すること。</p>	<p>環境保全措置の具体化に当たっては、事業実施段階において、これまでの調査結果や専門家の意見等を踏まえて措置の内容を十分に検討することとしており、具体化の検討を行う時期等を評価書において明らかにし、専門家の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表することとします。</p> <p>また、(1)の調査・予測・評価を再実施した場合には、その内容を適切に反映することとします。</p> <p>[「第8章第2節騒音」、「第8章第6節地盤沈下」、「第8章第7節地下水の利用」、「第8章第9節動物」、「第8章第10節植物」、「第8章第11節生態系」、「第8章第14節地域の歴史的文化的特性を生かした環境」、「第11章環境影響の総合的な評価」に記載]</p>
<p>(3) 事業者への適切な引継について 環境保全措置の実施は、事業者が行うこととなるが、現時点では事業者が未定である。このため、事業者による十全な環境保全措置の具体化及び実施がなされるよう、計画路線の環境影響評価に係る資料等の知見の事業者への引継に当たっては、遺漏のなきよう十分に配慮すること。</p>	<p>事業者による十全な環境保全措置の具体化及び実施がなされるよう、計画路線の環境影響評価に係る資料等の知見の事業者への引継に当たっては、遺漏のなきよう十分に配慮します。</p>

表14-1 (2) 評価書についての国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応（補正事項）

国土交通大臣意見及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応（補正事項）
<b>2. 各論</b>	
<p>(1) 動植物について</p> <p>①水の濁りの防止について 対象事業実施区域及びその周辺の河川やため池には絶滅危惧種となっている魚類等が確認されていることから、工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においては濁水の流出防止に十分配慮すること。</p>	<p>工事中、特にため池内やその周辺の橋脚工事中においては濁水の流出防止に十分配慮することとします。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」、「第8章第9節動物」、「第8章第10節植物」、「第8章第11節生態系」に記載]</p>
<p>②野生動物の移動経路の確保について 野生動物の移動経路の確保に係る環境保全措置として検討されているボックスカルバートは人獣共用のものであり、このことが野生動物の選好性に影響を及ぼす可能性があることから野生動物の利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事業実施段階において、野生動物の移動経路の確保に係る環境保全措置として検討されているボックスカルバートについて、利用状況の把握に努め、その結果に応じて、必要があれば、専門家の意見を十分に聴いた上で適切な環境保全措置を講じることとします。</p> <p>[「第8章第9節動物」に記載]</p>
<p>(2) 温室効果ガス等について 工事中の排出削減対策及び供用後の省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。 また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。</p>	<p>工事中の排出削減対策及び供用後においては省エネ設備の導入等による温室効果ガスの低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討することとします。</p> <p>[「第3章第3節3.12環境への配慮事項」に記載]</p> <p>また、計画路線に係る都市計画については、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。</p>
<p>以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載すること。</p>	<p>以上の内容及び予測・評価のために設定した対象事業実施区域の位置を評価書に適切に記載します。</p> <p>[「第3章第3節3.2都市計画対象道路事業実施区域の位置」に記載]</p>
<p>上記以外においても、環境影響評価の結果をより分かりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直すこと。</p>	<p>環境影響評価の結果をより分かりやすく的確に記載するという観点から、必要に応じ記載内容及び表記方法を見直します。</p>